第二十六条の三第一項第四号中「有効期間」の下に「（回送運行許可番号標にあつては、金属製のものか合成樹脂製のものかの別を含む。）」を加え、同項第五号を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「前項第四号の数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とすることを証する」に改め、同項各号を削る。

第二十六条の五中「次条第三項の規定の適用を受ける」を「合成樹脂製の」に改める。

第二十六条の六第二項を次のように改める。

2　回送運行許可番号標は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　金属製のもの又は合成樹脂製のものであること。

二　使用に十分耐える厚さを有するものであること。

三　金属製のものにあつては、使用に十分耐える硬度を有するものであること。

四　腐食、さび又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

五　塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。

六　塗膜の剝げ落ち又は亀裂の生ずるおそれの少ないものであること。

第二十六条の六第三項を削る。

第五号様式備考(3)を次のように改める。

(3)　金属製の回送運行許可番号標にあつては、文字は、浮き出しとすること。

第五号様式備考(10)中「第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける」を「合成樹脂製の」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部の施行に伴い、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第十項及び附則第三十一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月七日

国土交通大臣　前田　武志

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条の二第一項」を「第二条第十項」に改め、第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　旅客施設

第一条の二第一号の次に次の一号を加える。

二　野積場

第一条の二に次の一号を加える。

九　移動式施設

第一条の三から第一条の五までを削り、第一条の六を第一条の三とし、第一条の七を第一条の四とする。

第十五条の二の四中「重要国際埠頭施設」を「重要国際埠頭施設」に改める。

第十五条の十第一項中「外国貿易船」の下に「（外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。）」を加える。

第十七条の四第一号ニ中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。

附則に次の二項を加える。

8　法附則第三十一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該国際拠点港湾の港湾計画において定められているものとする。

一　埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル

二　少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船（一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船をいう。）の使用の一単位に係る埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。）の前面の泊地の水深が十五メートル

三　少なくとも一の前号に掲げる規模以上の係留施設等を含む連続する三の係留施設等の奥行き（当該係留施設等の総面積（単位　平方メートル）を当該係留施設等に係る係留施設の総延長（単位　メートル）で除して得たものをいう。）がおおむね五百メートル

9　法附則第三十一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一　当該国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。

二　当該埠頭の機能の高度化による当該国際拠点港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三　当該埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。

四　当該埠頭と道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五　当該埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

附　則

この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第百十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十一月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

第五条の表の銀行代理業者の欄中「中央三井信託銀行株式会社」の次に「みずほ信託銀行株式会社」を加える。

○金融庁告示第百十一号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第四十三条第一項ただし書の規定に基づき、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第四十三条第一項ただし書の規定に基づく金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第四十三条第一項ただし書の規定に基づく金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十一年四月金融監督庁告示第十五号）は、廃止する。

平成二十三年十一月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第四十三条第一項ただし書に規定する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十八条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものは、同項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関とする。

○法務省告示第五百一号

新潟県十日町市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年十一月七日

法務大臣　平岡　秀夫

新潟県中魚沼郡田澤村己千五百十六番地　北村　春子

○法務省告示第五百二号

大阪市西区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十二月七日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、西区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十三年十一月七日

法務大臣　平岡　秀夫

大阪市港区九條町五百二十三番屋敷一号　永木　弥吉

○法務省告示第五百三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十一月七日

法務大臣　平岡　秀夫